

神 監 第 3 4 5 号  
平成 1 8 年 2 月 2 1 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	吉 田 基 毅
同	米 田 和 哲

### 市有地売払に関する住民監査請求について（通知）

平成 1 8 年 2 月 1 0 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

### 記

#### 第 1 請求の要旨

平成 1 8 年 2 月 1 0 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

神戸市の平成 1 7 年度第 3 回神戸市有地売払の実施要領[一般競争入札]に於ける物件調書 1 1 号地に関して著しく公平性を欠き不当なもの故本件に関する市長の善管注意義務の欠如とその不当性の監査を求める。

請求の理由は以下のとおり。

- 1 区画整理御菅西地区において、今回入札対象物件 ~ は、今まで一度も売り出されておらず、御菅東地区で売れ残った物件 ~ と抱き合わせて販売されている。1 1 号地に関しては個別販売と一括販売のどちらが有利かは一概に言えず、不動産業者しか買えないこの売り方は著しく公平性を欠き、神戸市の売り方としても、きわめて品位のない不当なものである。
- 2 物件 , については隣接三者が、市から売り出された場合の応募について再三協議をしていた物件であり、いきなり抱き合わせ販売となると、不必要物件 ~ , ~ を合わせた入札となり、一般競争入札とは言うものの機会の平等性すら失っており、神戸市の

この行為は、市の掲げる「協働と参画のまちづくり」の視点のかけらもない住民無視の行為である。

3 本件について、B 町づくり協議会長はおるか、隣接三者に対して一片の打診さえなかった。

以上の神戸市としての倫理観、道徳観の問われて然るべき住民置き去りのまちづくりに反する一括抱き合わせ販売は、不当なことであり、即刻撤回すべきである。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

従って、当該団体に損害をもたらすような行為に対して行うことができるのであって、当該団体に財産的損失を与えない、または与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求になじまないものである。

本件請求についてみると、請求人は「一括抱き合わせ販売は、不当なことであり即刻撤回すべきである」と記載している。しかるに、請求人が主張する一括抱き合わせ販売による市有地売払の手続きは、住民全体の利益を害するものではなく、そのことをもって市に財産的損失が生じ、または生ずるおそれがあるとは言えないものであり、住民監査請求にはなじまないものである。

(参 考)

たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、市に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。(平成6.9.8最高裁判決)

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。

なお、本件請求の対象である今回の市有地の売却方法については、関係局に対して、再度検討されるよう要望したことを付記する。